

1-2 緑の基本計画と従来の計画との関連

緑の基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的・計画的に進めることを目的とする計画であり、平成6年の都市緑地保全法（現在の都市緑地法）改正を受けて創設されたものです。

しかし、これまで緑に関する計画がなかったわけではなく、音更町においても昭和52年の建設省都市局長通達に基づいて『緑のマスタープラン』を作成し、都市公園の整備や緑地の保全などに一定の役割を果たしてきたところです。また、本町では策定していませんが、昭和60年に建設省事務次官より、公共公益施設空間や道路・河川空間などの緑化、民間の参加・協力による民有地の緑化などの都市緑化推進施策を定める『都市緑化推進計画』の策定に関する通達が出されています。

緑の基本計画は、従来の都市計画制度による緑のマスタープランと、都市緑化推進計画が主として対象としている都市計画制度によらない緑化に関する事項を併せて定めるもので、両計画を統合したものです。

なお、北海道では昭和49年を初年度として生活環境部（当時）通達により、各自治体で『緑化推進計画』を策定しており、音更町においても5期にわたって計画を策定していました。緑化推進計画の内容は、緑の基本計画とほぼ同様のものとなっており、現在は緑の基本計画が緑化推進計画を包括しています。



■ 緑の基本計画で対象とする『緑』とは、単に樹木や草花の緑をさすものではなく、公園、学校や公共公益施設の植栽地、道路や河川空間、森林や耕地防風林などで、町民の生活に関わりのある公共性・持続性の高いまとまりのある空間（土地）を対象とするものです。

■ 緑の分類
参考資料-1